

(◎)日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定

(略称) 中華人民共和国との貿易に関する協定

昭和四十九年一月五日北京で署名
昭和四十九年六月二十二日効力発生
昭和四十九年六月十五日公布及び告示

(条約第四号及び外
務省告示第一〇九号、
第一一〇号)

ページ

一一〇

前文目次

第一条 関税、内国税等に関する最惠国待遇の供与、供与の要件、及び
最惠国待遇の適用除外 一〇三
第二条 一時的輸入品に対する関税、内国税等の免除に関する最惠国待遇の供与 一〇四
第三条 通過運送に関する最惠国待遇の供与 一〇五

中華人民共和国との貿易に関する協定

一〇二

第四条　両国間の支払通貨、銀行間決済業務取扱の効果的運用及び送金、 証券移転等に関する最惠国待遇の供与	一〇六
第五条　契約の締結	一〇七
第六条　産業に関する技術交流の促進	一〇八
第七条　貿易展覧会の開催奨励及び支持	一〇八
第八条　協議による紛争解決、紛争の仲裁付託、仲裁機関の利用及び仲 裁判断執行の義務	一〇八
第九条　混合委員会の設置	一一〇
第十条　発効、有効期間及び終了	一一〇
末文	一一一
○協定の暫定実施に関する交換公文	一一一
日本側書簡	一一二
協定の千九百七十四年一月十日以降の暫定的実施	一一二
中国側書簡	一一三

日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定

中华人民共和国和日本国貿易协定

前文

供の惠顧国閥
与供國す税稅
の与待る等、
要、遇最に内

日本国政府及び中華人民共和国政府は、
千九百七十二年九月二十九日に北京で発出された両国政府の
共同声明に基づいて、
従来の民間の貿易関係によつて積み上げられてきた成果を尊
重し、
両国間の貿易を平等互恵の原則の基礎の上に一層発展せしむ
両国間の経済関係を強化することを希望し、
友好的な協議を経て、
次のとおり協定した。

中华人民共和国政府和日本国政府根据一
九七二年九月二十九日在北京发表的两国政府
联合声明，尊重已有民间贸易关系所积累的成
果，本着在平等互利的原则基础上进一步发展
两国间的贸易和加强两国间的经济关系的愿望，
经过友好协商，达成协议如下：

第一条

第一 条

1 両締約国は、輸出入物品に関するすべての種類の関税、内
国税その他の課徵金及びこれらの税その他の課徵金の徵収の
方法並びに通関に関連する規則及び手続について、相互に最
惠国待遇を与える。

中華人民共和国との貿易に関する協定

最惠件、
遇の惠
適用及
除外

2 1の規定を適用する場合の物品に関する要件は、各締約国
が第三国に最惠国待遇を与える場合の要件と同一のものとす
る。

3 1の規定は、いずれか一方の締約国が国境貿易を容易にす
るため隣接国に与える特別の利益には適用しない。

的征收方法、海关规章、手续方面、相互給予
最惠国待遇。
二、第一款規定所適用の物品の条件、应
与締約各方向第三国提供最惠国待遇の条件相
同。

三、第一款規定不適用于締約双方の一方
为方便边境贸易给予毗邻国家的优惠。

第十一條

第二條

各締約国は、一時的にその領域に持ち込まれ、かつ、やの領
域から持ち出される他方の締約国の次の物品に対し、該該国内
法令に従て、關稅、内國稅その他の課徵金の免除と關して最惠
国待遇を与える。

遇最に等、入一品的
の惠關の內ある
供國す免國稅對輸
与待る除稅對輸

締約一方依照国内有关法令、对下列临时
运入和运出其领土的締約另一方的物品，在免
征关税、国内捐稅和其他稅費方面，给予最惠
国待遇。

(1) 商品見本（ただし、貿易慣例上一般の商品見本として通用する数量に限る。）

(一) 货样（但限于在贸易习惯上作为一般货样的通用数量）；

(2) 試験用及び実験用の物品

(二) 用于试验和实验的物品；

(3) 展覽会、見本市及び共進会に出唱やれる物品

(三) 用于展览会、商品展览会及比赛展出的物品；

(4) 組立工が設備の組立て及び取付けに用ひる器具

(四) 安装工人用于设备的安装及装配的用具及工具；

(5) 加工やれ又は修理やれる物品及び加工又は修理に必要な材料

(五) 用于加工或修理的物品以及加工或修理用的材料；

(6) 輪圧やれ又は輸入やれる貨物の容器

(六) 为输出或输入货物用的包皮。

第三条

これらの一方の締約国か、他方の締約国の物品が前記一方の

中華人民共和国との貿易に関する協定

に惠する
遇の供
与待

両国間の貨物通商の
決済銀行の業務に於ける
支払結果及び貨物の輸送
の手続に於ける待遇の最惠國待遇

締約国の領域を通過して第三国領域に運送される際、通常に
関連するすべての種類の関税、内国税その他の課徴金並びに規
則及び手続に關し、当該運送中の物品に対し、最惠國待遇を与
える。

該締約一方的領土運往第三國領土時、在有关
過境的一切关税、国内捐稅和其他稅費以及規
章、手續方面，对该运输途中的物品，给予最
惠國待遇。

第四条

第四条

1 両締約国間のすべての支払は、それぞれの締約国の外國為
替管理に関する法律、規則及び命令に従じ、日本円、人民幣
又は両国において認められてゐる交換可能な通貨で行つもの
とする。

一、締約双方之间的一切支付，应按照締
約国各自有关外汇管理法令、规章，以人民币、
日元或两国承认的可兑换货币办理。

2 両締約国は、1に規定する日本円又は人民幣による支払が
行われる際、両国の關係銀行間の決済業務に関する取扱が、
それぞれの締約国の關係法令に従つて、有効に運用されるこ
とを歓迎する。

二、按第一款规定以人民币或日元进行支
付时，缔约双方欢迎两国有关银行的结算业务
协议依照締約国各自有关法令进行有效的运用。

3 こやれの一方の締約国の法人（外国貿易機構を含む）及び

自然人も、両締約国の領域の間ににおける支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に関する、並びに他方の締約国の領域と第三国の領域との間ににおける支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に関する、かかる第三国の法人（外国貿易機構を含む）及び自然人に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

机构）和自然人，在缔约双方领土间的支付、汇款和资金或有价证券的转让方面，以及在缔约另一方的领土同第三国领土之间的支付、汇款和资金或有价证券的转让方面，应享有不低于任何第三国法人（包括对外贸易机构）和自然人所享有的待遇。

第五条

第五条

両締約国間の貿易は、日本国の法令に基づき外国貿易を行ふことができる法人又は自然人と中華人民共和国の法令に基づき外国貿易を行うことができる外国貿易機構との間で平等互恵の原則に従い、かつ、適正な国際市場価格を基礎として締結される契約に基づいて行われるものとする。

缔约双方之间的贸易，由根据中华人民共和国的法令得以进行对外贸易的对外贸易机构同根据日本国法令得以进行对外贸易的法人或自然人，根据平等互利的原则，并在合理的国际市场价格的基础上签订合同进行。

第六条

産業に
関する技術の
促進

貿易の奨励
及开展覽會
及び催覽

両締約国は、両国間の經濟貿易關係を一層發展せらるため、平等互恵の原則に従じ、産業に関する技術交流を積極的に促進する。

第七条

缔約双方为了进一步发展两国间的经济贸易关系，根据平等互利的原则，积极促进有关产业的技术交流。

第七条

両締約国は、両国間で相互に貿易に関する展覽會が開催されることを奨励する。各締約国は、自國におけるそれらの展覽會の開催に従じ、関係国内法令に従じ、できる限りの支持を与える。

缔約双方鼓勵在两国间互办有关贸易的展

览会。缔约各方对在本国举办的上述展览会，按照国内有关法令尽量予以支持。

第八条

第八条

1 両締約国は、日本国の法人又は自然人と中華人民共和国の外國貿易機構との間に締結された商事契約から又はこれに関連して生ずる紛争についてては、まず当事者間で友好的な協議によつて解决するよう奨励するものとする。

2 紛争を協議によつて解决することができない場合には、当事者は、仲裁条項に基づき、仲裁に付することができる。仲裁条項は、契约の双方の当事者により、契约自体に又は契约に関連する別個の约定に規定せらる。

一、中华人民共和国对外贸易机构和日本国法人或自然人之间签订的贸易合同所引起的或与其有关的争议，缔约双方应鼓励当事人首先通过友好协商解决。

二、如争议经过协商不能解决时，当事人可根据仲裁条款提交仲裁。仲裁条款由合同双方当事人在合同或与合同有关的其他协议中加以规定。

三、缔约双方应采取一切可能的方法鼓励当事人利用两国的仲裁机构。

4 両締約国は、仲裁判断についてて、その執行が求められる国の法律が定める条件に従じ、関係機關によつて、これを執行する義務を負う。

四、缔约双方有义务由有关机构按照被声请执行仲裁裁决国家法律的规定，执行仲裁裁决。

第九条

混合委員会の設置

両締約国は、この協定の実施状況及び両国間の貿易に関する問題の検討（両国間の貿易関係の見通しについての意見交換を含む。）を行うこと及び、必要な場合には、両締約国の政府に対し適切な勧告を行うことを目的として、両締約国の政府の代表から成る混合委員会を設置する。混合委員会は、少なくとも毎年一回、東京又は北京で交互に会合する。

缔約双方は、本協定の実施状況及び両国間の貿易に関する問題の検討（両国間の貿易関係の見通しについての意見交換を含む。）を行うこと及び、必要な場合には、両締約国の政府に対し適切な勧告を行うことを目的として、両締約国の政府の代表から成る混合委員会を設置する。混合委員会は、少なくとも毎年一回、東京又は北京で交互に会合する。

第十一条

一方政府提出适当的建议。混合委员会每年至少开会一次，在北京和东京轮流举行。

第十一条

1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要いやるべき手続がそれぞれの国において完了したことを確認する旨の通告が交換された日から三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、三年間効力を有するものとし、その後は、 α の規定に定めるところによつて終了するまで効力を存続する。

一、本协定在各自国家履行为生效所必要
的国内法律手续并交换确认通知之日起的第三
十天开始生效。本协定有效期为三年，三年之

び効力
終期、間及有

后，在根据第二款的规定宣布终止之前，继续有效。

² 二、 该一方的缔约国或三箇月前に他方の締約国に対し文書による予告を与えることにより、最初の三年の期間の満了の際又はその後のいつかの協定を終了せしむりができます。

二、 缔约任何一方在最初三年期满时或在其后，可以在三个月以前，以书面预先通知缔约另一方，随时终止本协定。

一千九百七十四年一月五日北辰や、ひしょく出文やぬ日本語及び中國語二種文書一通を作成した。

本协定于一九七四年一月五日在北京签订，共两份，每份都用中文和日文写成，两种文本具有同等效力。

日本国政府のために

大平正芳

中華人民共和国政府代表

姬 鵬 飞

日本国政府代表

大 平 正 芳

中華人民共和国との貿易に関する協定

一一二

日本側書

(協定の暫定実施に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本と中華人民共和国との間の貿易に関する協定に關し、日本政府に代わつて、両政府間で到達した次の了解を確認する光榮を有します。

実の十四九協定以降の定期的降月十千

同協定が発効するまでの間、両政府は、千九百七十四年一月十日以後それぞれの国内法上の権限の範囲内で、同協定の規定を暫定的に実施するものとする。

本大臣は、閣下が前記の了解を貴国政府に代わつて確認されることを要請する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十四年一月五日

日本国外務大臣 大平正芳

中華人民共和国外交部長 姬鵬飛閣下

（中国側書簡）

日本国外務大臣
大平正二司下：

（訳文）

書簡をもつて踏上したしました。本部長は、本件の閣下の次の書簡を受領したこと確認する光榮を有しました。

（日本側書簡）

我荣幸地收到了阁下今天的来信，内开：“我荣幸地代表日本国政府，就今天签订的日本国和中华人民共和国贸易协定，确认两国政府之间达成的谅解如下：

在日本协定生效以前，两国政府自一九七四年一月十日起，在各自国内法所赋予的权限范围内，临时执行本协定的规定。

我荣幸地请阁下代表贵国政府确认上述谅解。”

本部长は、閣下の書簡に宛てられた了解を中華人民共和国政府に代わつて確認する光榮を有しました。

中華人民共和国との貿易に関する協定

中華人民共和国との貿易に関する協定

一一四

本部長は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて
敬意を表します。

千九百七十四年一月五日

中華人民共和国外交部長 姬鵬飛

中华人民共和国外交部长 姬鹏飞

日本国外務大臣 大平正芳閣下

一九七四年一月五日

(参考)

この協定は、我が国と中国との間で關稅、支払通貨、貿易活動等に関する待遇について定めたもの
である。

謹此奉告、并向閣下表示敬意。